

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
833	校地・校舎の自己所有を 要しない専修学校等設 置事業	教育上の特段のニーズに対応した教育を行う 専修学校等を設置するに当たり、所轄庁である 都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の 自己所有を求めないものとする。	全部	安定性・継続性確保等に関する一部地方公共 団体の懸念について適切に配慮した上で、特 区における規制の特例措置の内容のとおり、 全国展開を行う。 なお、安定性・継続性確保等に関し、特段の対 応をする場合には、あらかじめ評価委員会に報 告する。	各都道府県知事あてに通知 を發出することで対応予定	平成19年度 中に措置	文部科学省
913	保育所における私的契 約児の弾力的な受け入 れの容認事業	他施設の統廃合等を要因として私的契約児を 現行の定員を超えて受け入れる場合には、保 育所の定員の改定を行うことを可能とする。	全部	認定こども園制度により全国展開を図ること とし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認 定こども園制度によって実現できることにつ いて周知・徹底を図る。 なお、現在本特例措置の活用をしている地域 について、規制所管省庁は、各施設が認定こ ども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等 を図るとともに、認定こども園に移行するま での間本特例措置で実施している取組を引き 続き行うことができるよう措置する。	保育所における私的契約児 の弾力的な受け入れに係る取 扱いについて(平成19年3月 30日付雇児発第0330032 号)	平成19年3 月30日実施 (措置済)	厚生労働省
1115	高圧ガス製造施設の自 主検査対象拡大事業	高圧ガス製造施設における認定検査実施者の 自主検査について、地方公共団体から提出さ れた以下の内容が、現行規定によって担保さ れる安全性と同等の安全性が確保されるもの として認められる場合には、内閣総理大臣の認 定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大 できる。 (1)処理能力が20%以上の増加を伴う工事 について自主検査を実施しても保安が確保さ れることを評価する要領 (2)具体的な処理能力の増加率の上限	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を 踏まえ、(1)の評価の基準を明確化すること等 により、円滑な全国展開を図る。	認定完成検査実施者及び認 定保安検査実施者の認定に ついて(平成11年9月29日 付け平成11・09・22立局第 1号)を廃止し、新たに制定す る内規の中に基準を設けるこ とで対応予定。	平成19年5 月に施行予 定	経済産業省
1140	競輪場の入場料無料化 事業	地方公共団体が競輪施行者として開催する競 輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料 とすることにより地域の活性化を図る必要があ ると認めて、特区計画の認定を受けたときは、 競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が 定める日の入場者については、入場料を無料 とすることを可能とする。	全部	競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除す ることにより、全国展開を行う。	自転車競技法及び小型自動 車競走法の一部を改正する 法律案を第166回国会に提 出済み。 法案が成立した場合には、自 転車競技法施行規則を改正 することで対応予定。	自転車競技 法の一部を改 正する法律の 施行に合わ せて施行す る予定。	経済産業省